

< 会社分割と「経審」3 >

前回は、本業である建設業を移転しないで兼業する事業を分割するお話でしたが、今回は、建設業を会社分割で移転する場合について考えてみましょう。

国土交通省では、3月29日付けで「建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」と題して、会社分割についての事務の取扱いを定め、会社分割を支援していく姿勢を示しました。これに呼応するように大企業では、会社分割を利用して経営改革を実施しようとするところも出てきました。(日経新聞5月25日 フジタ会社分割を柱とする経営再建計画、5月26日 ゼネコン分社促進)

一方、中小企業においてはどうか。土地建物等の固定資産をあまり移転せずに建設の事業だけ移転すれば、一般会社P社は資産管理会社となり、建設会社S社は身軽になって「経審」の点数が上がるのではないかと期待を持っている方もいるようです。新しい気持ちでスタートということですが、しかし、そううまくいくものでもないように思われます。建設業における許可や税制上の問題等は全て考えずに、「経審」の点数だけを考えると一番懸念されるのは、自己資本です。

会計上、簿価引継法が採用されるケースにおいて、Aのような分割型新設分割が行われたとします。S社には、P社から資産負債が引き継がれ、差額は資本です。利益剰余金の引き継ぎもできます。この場合に、「営業」を承継しなければならないという制約もありますが、「経審」の点数を上げたいので、なるべく固定資産と借入金は移したくないという気持ちが働きます。そうすると、移転する資産の金額が少

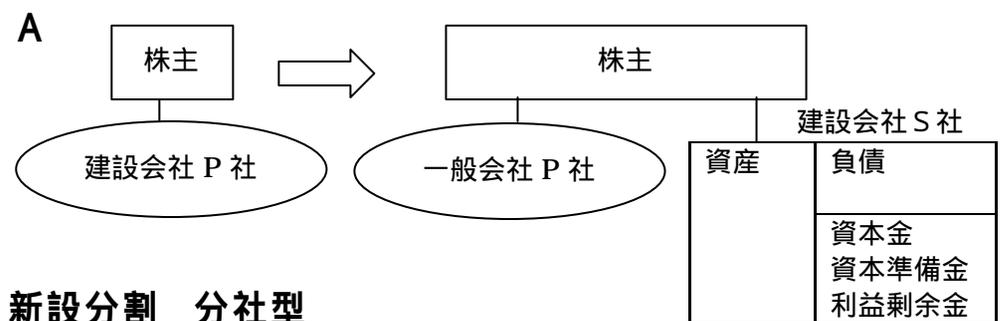
なくて資本の部が小さくなる場合もあります。もしそうになったら大変です。自己資本の少ない会社は、資金需要が増えた場合には、借りに頼る傾向が強く、経審対策がしづらいのです。そして、自己資本は容易に増えません。自己資本を増やすためには利益を内部留保するか増資等をするかしかないのです。今まで築いてきた資本を減らして、苦勞を背負うのは得策ではありません。そうかといって固定資産を移転してまで資本を増やすのでは、「経審」対策にならず、目的が達成できません。資産が少なくても引き継ぐ負債も少なく、あるいは、流動資産が多く十分な資本を移転できるかがカギです。

次に、Bのケースで考えてみましょう。分社型新設分割です。この場合には、資産と負債の差額である資本は資本金が資本準備金となり、利益剰余金の引き継ぎはできません。この場合も純資産が自己資本になりますので、分割会社の自己資本を超えることはありません。

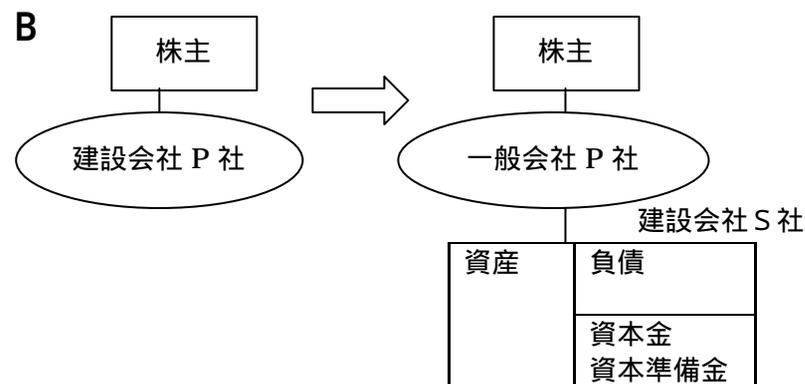
「経審」対策に会社分割を利用するのは、うまくいく場合もあればいかない場合もあります。過度の期待は禁物です。しっかりと試算してから取り組みましょう。

WISENET編集部 松村 清(税理士)

新設分割 分割型



新設分割 分社型



2002年7月改正経審対応「Wisdom」、新経審評点が計算できます。
 まずは「Wisdom2000」の“新経審対応版”を発送。「Wisdom2002」正式版は6月発送。

Wisdom 訪問デモ希望 (無償)

Wisdom 資料請求 (無償)

*すでにご注文をいただいているお客様にもこの案内は届いています。

送信先宛名変更 (右欄に変更後の宛名をご記入ください)
 今後「Wise FAXNET」送信不要

デモ希望、資料請求、送信先宛名変更、送信停止は、必要事項をご記入の上、FAXにて当社までご返送下さい。

FAX.0269-65-4745

下記にご連絡先をご記入下さい。ユーザー様で前回登録時と変更のない場合には、貴社名と担当者名、TELのみをご記入下さい。

貴社名

ご担当者様

ご役職・部署名

TEL

FAX

今後メールでの送信をご希望される場合は下記にアドレスをご記入ください。
 e-mail

「Wise FAXNET」は経審対策/書類作成システム「Wisdom(ウィズダム)」ユーザー様に経審に関する最新情報、経審対策のワンポイントを紹介、月一回の発行となります。内容に関するお問い合わせ、バックナンバーの請求(99年2月号~)は弊社までご連絡下さい。弊社ホームページよりバックナンバーのダウンロードできます(5月号は6月3日より可能)。ログインIDは「1921」です。入力後、[ログイン]ボタンをクリックして下さい。 [ワイズホームページ http://www.wise.co.jp](http://www.wise.co.jp)

< 本資料の文章・写真などあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。 >

FAXNET0205